

安芸太田町特別職報酬等審議会（第2回）会議録

日 時 令和5年10月25日（水）14：00～15：30

場 所 安芸太田町役場 本館2階 第3会室

出席委員 富樫 辰二 委員（会長）
山本 和宏 委員（職務代理者）
佐々木 治郎 委員
藤井 幸穂 委員
宮本 美智子 委員

欠席委員 なし

事務局 総務課 長尾課長、浅田課長補佐、川中総務係長

次 第 1 開会
2 あいさつ（会長）
3 議事
4 その他
5 閉会

< 3 議事概要 >

(1) 前回第1回会議録の確認

(2) 前回審議の振り返り

◎ 委員

色々地域の世話をしていると、お金がないということ、あっちからもこっちからも聞くこともあり、報酬審議会委員という案内があったときにも、報酬の切り下げの話だろうな、という感覚で来させていただいた。よって、皆さん低い報酬の中でやっておられるだろう事も理解しながら、今後どういう結論が良いのか、今はそういう感触を持っている。今日は、宜しく願いたい。

◎ 委員

前回から持ち帰り、自分なりに仮に報酬を上げたらどうだろうか、というのを算定した。基本的には、今の議員定数を10人にお願いしたいというのが第一。総額で調整が必要ではないか、という考え。

それと、感染症が5類移行しても、まだ患者も発生している状況、東欧の戦禍が世界経済に暗い影を落とす状況等、大変苦しい中で、報酬等を上げていくのはいかがか、という気持ちも持っている。

◎ 委員

報酬・給与を、具体的な数字でいくらいくらと考えることは中々難しいところはある。ただ、議員の報酬が長い間変わっていない、上げられてない、というところは確か。そして、議員さんに活躍してもらうために、本当に必要な金額はいくらなのだろう、と思っている。

◎ 委員

これまで、審議していなかったから変わっていない、というところもあるが、そうは言っても適正な金額というのを探りながら、決めていくことが必要。どうしても物の値段も上げていく訳で、そこの部分も鑑みながら無理のないところを協議していけば良いと思う。

◎ 委員

地域でなにかやろうとした時や、何か壊れた・崩れたという時に役場に相談すると、だいたいお金が無い、予算が無いという話になる中で、議員の給料が

上がることにについて住民の理解を得るのは、今の雰囲気では中々難しいというのは、私も非常に理解できるところ。

ただ、町民の方が、この議員の報酬について、例えば合併から上がっていないこととか、他の県外の市町村との比較とか、類似団体との比較とか、そういう情報は多分届いてないと思う。その中で、いきなり上がるって話だけが聞こえると、どうしても抵抗がある、ということになる。ここが論点の一つになろうかと思う。

もう一つは、金額の割り出し方が、適正か、ということ。「議会改革調査特別委員会」の月額報酬改定案の算出根拠。町長と議員の職務遂行日数で算出しているが、日数等の量だけで1対1で考えて良いのか。責任の重さや仕事の内容等の質は考慮されなくてよいのか、ということが2つ目の論点。

そして、3つ目は、安芸太田町の規模として、他町村と比較しながらそれは適正かどうか、というのが論点。

ほかは、報酬の増額を考えた時、例えば議員定数・議会改革のことを含み、トータルで考える必要があるのではないか、という点。

◎ 委員

資料を見たら、確かに安芸太田町議員の方は、低い報酬の中で日々努力されていることは良く分かる。ただ、この審議会では定数とは分けて考えるべきとは思いつつも、安芸太田町の人口 5,600 人と北広島町の 1 万 7,000 人とを踏まえてこの議員定数を見たら、う〜んと首をかしげてしまう。勿論報酬を上げてあげたい、上げてあげれば良いのだが、定数がそのままということは、議員の増額 640 万が、我々の我慢から捻出されるのか、そういう声が出てしまうのではないかと、という気がする。

◎ 委員

うちより人口が多い、神石高原なり大崎上島で議員定数 10 人。もし、現在議員一人当たりの年間支給額 320 万円、これを二人分捻出すれば 640 万という数字がでる。この中で上げていくならいくらでも検討していただきたい。

◎ 委員

長い間、報酬が上がってないというのはあろうかと思うが、議員定数 12 というのは、人口割りとしては結構多く感じる。そこで、さきほど仰った総額でのやりくりを考えれば、報酬増も見えてくると思う。

◎ 委員

他町村を見ても、例えば大崎上島や神石高原とかにしても定員減らす、下げた段階での報酬のアップということもされている。だからやっぱりそこは、上げるのであれば定員を下げるなり、何等かの説明や理由がないと住民の納得感は得られないのでは。定員については、ここで議論する場でないということであれば、付帯意見として、提案したい。

◎ 委員

事務局へ。これらの定数と総額に係る意見は、例えば議会改革とか議員活動の数値化・見える化を期待することへの付帯意見として、答申に記してきたことを望む。

○ 事務局

承知した。

○ 事務局

ではここで、本日用意の資料を事務局から説明させていただきたい。前回の審議会でもいただいたご意見を踏まえ、今日ご議論いただくに相応しいと考える資料を、新たに取りまとめ用意している。

(3) 事務局からの資料説明

○ 事務局

あらためて説明内容を要約する。

前回令和3年審議会では、「上げる必要はある。しかしコロナ禍であり、今はその時ではない。」という話だった。

そして、今年。ここまでの審議を踏まえ、「上げる必要はある。はたして、どれだけ。」という状況だと思う。そこで、事務局が考えた素案が大きく以下の三つである。

(案1) 月額増額分を人事院勧告による月例給の改定率推移によるもの(平成19年から令和5年までの改定率の計+2.10%を乗算)

平成18年から議員報酬はずっと20万円。同様、町長、副町長、教育長も給料変わらず。そこで、過去に遡って金額を精査する際に、抛り所になるのが人事院勧告であり、そして具体的には給料月額を増減を、H18~R5期間の月例給の改定率推移である+2.1%を乗して導き出す、というもの。

これまで審議会を開催してなかった、その分のつけを全部払いましょうとい

う案がこれ、+2.1%乗算というもの。

(案2) 月額増額分を類似団体あるいは全国平均を参考とするもの

現時点で、全国的に見た時に、安芸太田町がどのくらいの額の位置にあるのか、それが分かるものが、全国町村及び全国類似団体との比較だったと思う。そして、全国町村及び全国類似団体の額を参考としたものがこの案である。

(案3) 月額増額を50,000円の増額(議会報告の案) ※議会議員のみ

三役は除き議会議員の報酬のみであるが、5万円の増額という、議会改革調査特別委員会の報告書の案がこれである。

合併後、当町だけ20万から脱却できていない現状を踏まえたもの、と捉えている。

一方で、県内の合併五町においては、平成21年や25年その辺りに議会改革の第一波があり、その時には、各町が議員定数減とあわせて報酬増(一部)を行ってきている、という経緯があった。また、ここ近年でいうと、令和3年度に一気に議会改革の波、第二波が来て、当町以外の4町が議員定数減を行い、2町があわせて報酬増を行っている。

ただ、定数に関しては、議論すべき案件ではないと言ったが、どこの町の報酬審議会も定数については、「住民さんの関心事項だから、そこはしっかり議会議員自らで議論してね。」というような、補足案をつけておられる。

因みに、この令和3年度、北広島町さんが議員定数を16から12に一気に減らされた時、実は報酬審議会は報酬引き上げを答申されている。しかし議員さんが否決をし、定数だけ落として報酬に関しては、引上げ見送りされた、という経緯と実態もある。よって、報酬審議会が全てでは勿論無く、議会の方の最終的な判断による、ということにはなる。

ということで、今後、報酬審議会としてどういう議論をしていくかというところ、今からがミソになろうかと思う。事務局案を見ていただきながらご意見を頂戴したい。

◎ 委員

最終的に、給料月額を決めるということになると、この案からということになろうかと思う。

○ 事務局

捕捉だが、平成 18 年度の議員報酬 20 万のこと。議員報酬は、合併する時にかなりの議論がなされており、当時適正な額だったと思われる。あわせて、合併五町もほぼ同じくらいの額であったことは見てとれると思う。

◎ 委員

まず、(案 1) の「人事院勧告による月例給の改定率推移」を参考にするということについて。

三役で考えてみる時、元の月額が低い(長年額が上がってきてなかったところ)にその「人事院勧告による改定率推移」を参考にするのは、現状どうなのかな、と思うのがひとつ。

次に、議員について考えてみる時、議員は報酬であり給与ではないものを、それを参考にするというのもちょっと何か違うのではないか、というのが正直ある。

そして、(案 2) 他団体比較について。

結構、この合併五町の議員の報酬というのは、町の規模の割には高いのではないか、という感じがしている。五町内で比べるなら、比べる必要はない。

最後に、(案 3) の議会報告書の案について。

これについては、そもそも、三役の給与と議員の報酬とを、同じ職務遂行日数による算定で出して良いのか、と、これに尽きる。

◎ 委員

議員さんの報酬について。まだ低い、長い間上がってなかった、というのは気になるところ。

◎ 委員

議員報酬について。例えば、定数を一割減らして、その分一割を上げる、と。議員報酬 20 万を 2 万増やして 22 万という、1 割増のイメージ。

◎ 委員

審議会として、報酬・給与ともに全く変わってないという経緯は、全く無視できない、と思うことがひとつ。

では、どの案でという話になると、私は、(案 1) の「人事院勧告による月例給の改定率推移」だと思った。これは、人事院勧告の仕組みを踏まえれば、説得力のある数字ではないか、と感じている。

よって、議員さんの報酬については、この方向で納得していただけるのなら、そうしていただきたい、というのがある。

◎ 委員

議員報酬の算出根拠のこと。活動量（時間・日数）に加えて、活動内容で評価するという話し。では、活動内容の取組・成果というものの評価を誰が評価をするのか、ということ疑問思う。そういう仕組みはどうなっているのか。

○ 事務局

この算出方式にある「議員活動の内容」が実態に伴い、そういった評価の仕組みが住民に十分に示される、という状況になることが求められると思う。

◎ 委員

人事院勧告による改定率推移を、という話。例えば、今回の審議の答申を経て、なにがしかの額で報酬等が定まり、そして何年か先にも審議会を開催し、今後も報酬の審議を続けていく、という流れだと思う。人事院勧告は、その時の参考にははやっぱりなる。となると、今の報酬ベースで改定率推移を乗すると、ますます他町村との差が大きくなったり、あるいはいつまでも縮まらないという課題が出てくるのでは、と懸念する。議員としてみれば、この出し方では納得しにくいのではないか。

○ 事務局

先ほどの委員さんが言われたような定数の部分は、令和3年頃に、他の四町は定数減を報酬の引き上げと併せてやられている。定数の議論は、この審議会では審議外ではありながら、住民さんにとっては凄く大事な議論だと思う。一方で、令和3年度の報酬審議会でもこの議論は行われているので、ここで一度、定数のことは切り離してもらおうと、考え方が楽になるのではないか。定数の議論を少し置いて、今の定数の中で、今の議員さんの活動状況の中で、報酬についてどうなんだというのをまず議論していただく、と。

◎ 委員

一つ思うのは、全国町村議会議長会の議員報酬の算出根拠。ここがどうしても個人的にネックとなっている。活動量（時間・日数）に加え活動内容（取組・成果）を踏まえたとしても、そもそも、町長一人の責任や仕事の内容と、議会議員複数人分の1名とを、同列で比べて良いのか、っていうのが疑問として根本にある。この算出根拠自体は、住民にとっても、突っ込みどころが満載だと思うが。

○ 事務局

正に活動量の話である。議会報告では、“活動内容を踏まえた原価方式により算定”と記してあるが、実際算定の中身は、活動量（時間・日数）でしか算定がなされていない。要は、活動量だけの話となっている。よって、本来であれば活動内容の中身、取り組みや成果が伝わる活動にしてほしい、というような、意見を付加してこの案を切り分けることはできるかと思う。

それと、さきほど委員が言われたように、一度全国平均並みに引き上げておいて、今後は人事院勧告により全国の情勢適応をみながら、随時この審議会で審議していく、というのも案の一つだと考える。

◎ 委員

ここまでの議論を踏まえ、最終的にこの審議会では、「人事院勧告による改定率推移+2.10%」にするか、「近隣あるいは全国町村準拠」、このどちらかにする、という方向に絞られたと思うがよいか。

◎ 委員（一同）

同意。

◎ 委員

改定率推移を根拠にするのはいかがかと思う。

◎ 委員

議員の活動については、活動量と内容とがある。しかも、それが住民にとっては分かりづらく、かつ知り得てない、というのが現状。だとすれば、住民への説明がもっと必要。今の状態では、住民は5万円アップには到底納得いかない。

そこで、人事院勧告どおりにやれば一番説明がつくとは思いますが。

○ 事務局

人事院勧告は、物価の変動も内包している。

さて、ここまでのところ、少しまとめてみる。

平成18年度から今年度に至るまで、どういう変動があったのかを何で見るといって、人事院勧告での、改定率の推移。最初の20万が適切であるという判断であれば物価変動といふところを含み、人事院勧告の率に求めるというのが（案1）。

一方、議会議員さんがしっかり仕事されており、かつ長い間据置だったのだ

から、全国平均並みに上げるべきじゃないか、となれば、全国町村の平均値による（案2）、と言えらると思う。

ちなみに、類似団体は、「人口」と「産業構造」による分類で、人口5,000～10,000人未満、かつIII次産業60%以上の自治体が、安芸太田町との類似団体となる。実際で言う、安芸郡四町ではもちろんなく、合併五町の中でいうと大崎上島町が安芸太田町との類似団体となる。

◎ 委員

いずれにしても、2つの（案）のうち、全国区町村平均か類似団体のどちらかで。

○ 事務局

議会報告に対しても、全国町村及び類似団体平均値を根拠のある数字として、言えらると思う。

ただ、今後は、先ほど全国町村議長会の資料にあったように、議員報酬額について、活動内容を踏まえた原価方式が浸透し、かつ町民に議員の活動量と内容とがしっかり示される仕組みと実態が伴ってれば、報酬審議会において活動内容も踏まえながら、審議ができると思う。

しかし、今の現段階でやはり追いついてないかと思っている。

◎ 委員

そうすると、私は、各案の中から「類似団体」を参考に進めていく方が良く思う。

◎ 委員

今後、繰り返し審議していく中では、人事院勧告も参考にしていくことも必要かと思う。しかし、現状あまりにも他団体との差が激しすぎるので、一旦ある程度のところまで上げておかなければ、と思う。まずそのベースがないと、人事院勧告を参考にというのは難しいと感じている。

○ 事務局

たしかに、事務局としても一番悩んだのが、最初の20万の基準がどこから出てきたのかというところ。

◎ 委員

「類似団体」準拠を支持します。

◎ 委員

まずはこの度、「類似団体」準拠により報酬・給料を上げる。そして、議員報酬については、「類似団体」準拠により報酬を上げるが、以降次の議員改革の時には、議員定数をあわせた報酬見直しを行われることに期待する、という結論でいかがか。

◎ 委員（一同）

異議なし。

◎ 委員

それでは、意見も出尽くしたようですので、以上を持って審議を終了したい。確認事項や今後の審議会について、事務局の方から説明をお願いします。

< 4 その他概要 >

○ 事務局

今回の日程を申し上げる前に確認事項として1点ある。

本日、「安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」について、資料を配付させていただいている。

この非常勤特別職については、この審議会でお諮りするものではないが、現在、議員・三役の給料報酬についてご審議いただいているように、この非常勤特別職についても、長い間報酬が据え置きになっているという現状があり、引き上げの検討が必要であると考えている。

実際、様々ある非常勤特別職について、委員就任をお願いしても断られることがもの凄く増えてきている。人口減少・人材不足もある中で、今、委員報酬が高いか低いかで言うと相当低いのが現状だろうと捉えている。

今後、議員・三役の報酬・給料の引き上げの際には、あわせてこちらも取り組んで行きたいと事務局は思っている。この辺りのところ、いかがか。

◎ 委員（一同）

異議なし。

○ 事務局

今回は、今日審議いただいた内容を今ある答申(素案)に必要な肉付けをし、答申(案)としてお示しする。その文面や文言について、修正いただくような

流れになると思う。

○ 事務局

それでは、次回第3回は、11月28日火曜日午前9時からの開催で、宜しく
お願いしたい。

◎ 委員

これで第2回の審議会において、予定されていた議事等は全て終了となっ
た。委員の皆さまの円滑な審議会運営に感謝する。

以上をもって、第2回の特別職報酬等審議会を終了する。